

参考④

こども・子育て支援会議 ひとり親家庭等自立支援部会について

1 設置の趣旨

本市におけるひとり親家庭等の実情をふまえ、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための施策に関し調査審議するため、「ひとり親家庭等自立支援部会」を設置する。

2 所掌事項

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき策定する、本市のひとり親家庭等自立促進計画に関すること、その他ひとり親家庭等施策に関すること

3 メンバー構成

大学教授（社会福祉専攻）

弁護士

ひとり親家庭等の支援団体の代表

民生委員児童委員協議会の代表

社会福祉協議会の代表 等

4 その他

- ・ 年間1～2回程度、ひとり親家庭等自立支援部会を開催
- ・ 必要に応じて、こども・子育て支援会議へ報告を行い、会議にて審議